

学校で取り組む支援体制チャート

児童生徒の困っている状況に対して、**担任等が「気付く」ことから**支援が始まります。しかし、担任の工夫や経験だけでは十分な支援ができないケースもあります。学年や学校全体で段階的に検討を重ね、**学校が組織として対応**することが必要になってきます。また、校内の様々な知識のある先生方や通級指導教室や特別支援学級の担当の先生と**連携**することが大切となってきます。

通常の学級での指導

発達障がいを含めた障がいのある児童生徒が在籍している可能性を前提に、全ての教科等において一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行う必要がある(小・中学校新学習指導要領にて明示)

レベルⅠ	通常の学級での工夫	○ 担任による気づき ○ 教育相談の実施	○ チェックリスト活用
レベルⅡ	チームによる支援 (学年で検討)	○ 情報の共有 ○ 学級担任等の特別支援学級等への授業参観	○ 指導・支援の共通理解
レベルⅢ	チームによる支援 (学校全体で検討)	○ 少人数指導	○ 習熟度別指導
レベルⅣ	チームによる支援 (学校全体で検討)	○ 支援員の活用 ○ 特別支援学級	○ 通級による指導

**個別の教育支援計画
個別の指導計画**

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、作成が義務化されます。

通常の学級においても長期的な視点で児童生徒への教育的支援のために、必要な場合は作成しましょう。

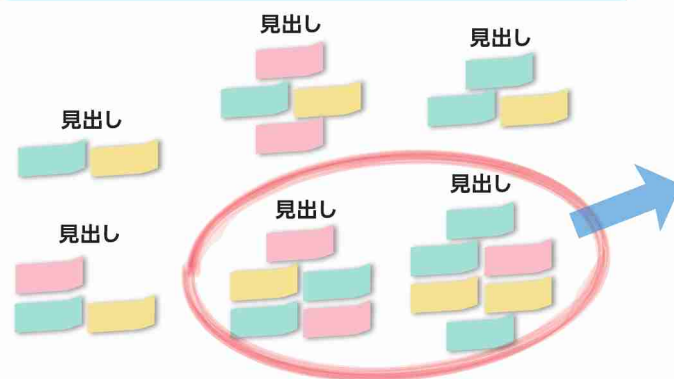
やってみよう!

レベルⅡ チームによる支援(学年で検討)例

上記の支援チャートレベルⅡ 学年での検討の仕方です。付箋を用意し、(1)KJ法で児童生徒の困難さを特定、(2)ブレインストーミングで支援策を決定していきます。

(1) KJ法で困難さを特定

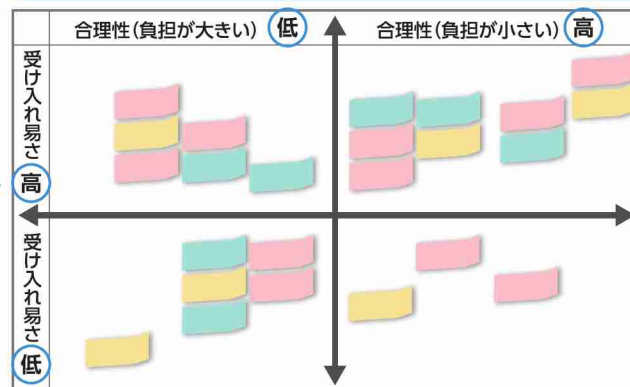
参照③ 特別支援教育ガイドブック



- 個人で困難さを付箋に1枚に1つずつ書き出す。
- グループで、似ているものは近くに整理していく。
- 全部出し尽くしたら、見出しを付けて分類する。
- 主要なものを2つ〜3つ程度に絞る。

学校の中には、特別支援教育の知識や情報をもっている先生がいたり、現在の実践の中に、特別支援教育の視点を含んだ取組があったりするなど、すでに多くのヒントがあります。

(2) ブレインストーミングで支援策を考察



- 個人で、困難さを改善するための方策を書き出す。
- ブレインストーミングで順番にアイデアを貼っていく。似ているものは近くに分類する。
- 始めに合理性で左右に分類する。
- 合理性で並べ終わったら、周囲の児童生徒の受け入れ易さを上下に移動させ、分類する。
- 合理性が高く、周囲の児童生徒に受け入れ易いものから支援策を決定する

参考文献 ・小学校新学習指導要領・中学校新学習指導要領(H29年3月 文部科学省 公示)
・発達障害を含む障害の児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(H29年3月 文部科学省)
・教師と子どもの「困った」を「笑顔」に変える本/樋口 一宗(H29年3月 東洋館出版社)

参照 ※参照① インクルDB 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HP <http://inclusive.nise.go.jp>
※参照②〜⑤ 宮崎県教育研修センターHP <https://cms.miyazaki-c.ed.jp>
②合理的配慮の提供に関するガイド、③特別支援教育ガイドブック(子どもと教師のための実態把握シート)、④個別の教育支援計画(宮崎県東諸県エリア)、⑤高等学校における授業のアクセシブル・デザイン

通常の学級を担任されている先生用

私たちが気付けば、子どもが変わる! 学級が変わる! 学校が変わる! 全ての先生が取り組む特別支援教育へ



- ※1 障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する困難さを取り除くための、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ※2 障がいのある児童生徒に対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供するための基礎となる教育環境を整備すること
- ※3 障がいのある児童生徒にとって、学校生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

通常の学級において、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性を前提に、全ての先生には、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有し、児童生徒が安心して過ごすことのできる学級経営や多様な学びに対応した分かりやすい授業を行うこと、個々の児童生徒の障がいの特性を踏まえた配慮を提供することが求められています。

このリーフレットは、平成28年度・29年度に文部科学省事業「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(通級による指導担当教員等専門性充実事業)」を受け、特別な支援を必要とする児童生徒が、学校生活の中で自己実現できるよう通常の学級での支援の視点について作成したものです。

合理的配慮

（個別の特性に応じた指導）

通常の学級において、きめ細かな指導や支援の工夫を行うことで、児童生徒一人一人の可能性を引き出し伸ばしていきます。そのことが学力向上等につながります。

教育内容

- 学習上や生活上の困難さを改善・克服するための配慮
- 学習内容の変更・調整

教育方法

- 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 学習機会や体験の確保
- 心理面・健康面の配慮

※参照①:インクルDB
参照②:合理的配慮の提供に関するガイド



例

「いつ」、「どこで」、「どのような場面で」、「どのようなつまずきや困難さがあるのか」等、児童生徒の実態を日頃の行動観察から把握しましょう。特に授業中の態度や友達関係などからも児童生徒が出ている小さなサインを見つけることができます。

見え方・読み・書きに困難さがある児童生徒

- ICT機器(タブレット端末等)の使用
- テストにおける時間延長や音声読み上げ機能の使用

短期的な記憶が難しい児童生徒

- メモを書く習慣の言葉掛け、物品の定位置を決める支援
- リマインダーなどの記録機器の使用 など

実践例

書くことに困難さがある場合(小学校高学年)

困難さ

板書内容をノートに書き写す際に時間を要することから、学習活動が遅れがちになる。

活動の目的

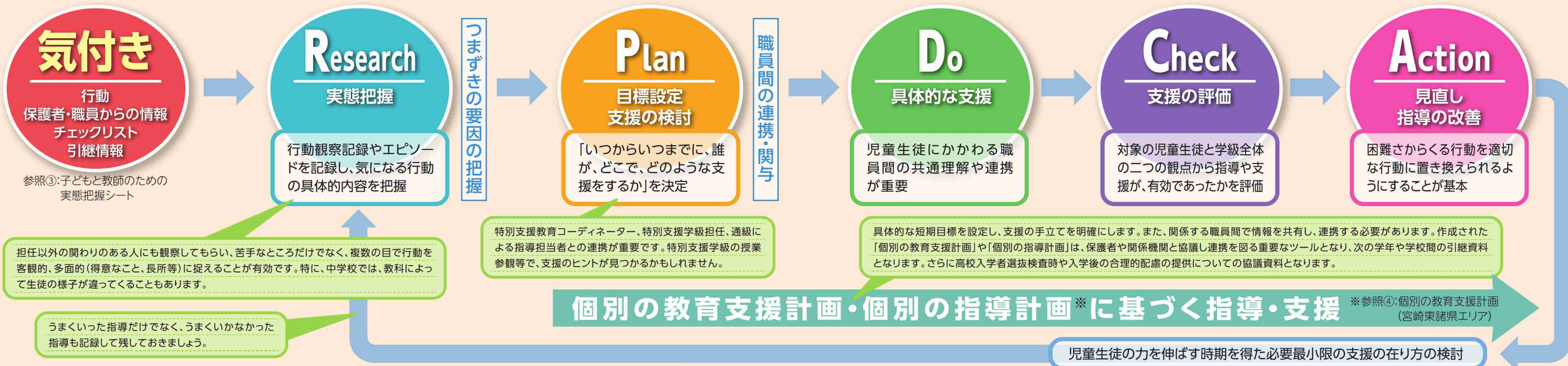
課題を解く。
※ 話を聞く場面では、聞くことに注意が向くように言葉掛けを行い、内容の理解に活動の目的があることを確認させる。

活動の目的が達成できる方法に変更・調整

課題を解くための思考時間の確保 → 書き時間の短縮・書き内容の精選

- ① ワークシートへ変更
- ② 写真撮影で一時的な記録 → 自宅でノートへ書き
- ③ 写真撮影のみで記録

※ 自己肯定感が高められるように的確な指示、称賛を心掛ける。



基礎的環境整備

（学級全体への指導）

通常の学級において、児童生徒が安心して過ごすことのできる学級経営や多様な学びに対応した分かりやすい授業を行うことが、生徒指導や学習指導が機能する学級経営の基盤となります。

居心地のよい学級づくり

「褒める・認める・勇気付ける」から自尊感情を育てよう!

- ① 相互理解を進め、一人一人を大切にしている学級での所属感、自己有用感の高揚
- ② 整理整頓の仕方を図に示すルール「見える化」などの環境整備 ※
- ③ 全ての授業において学習規律の確立 など ※参照⑤:高等学校における授業のアクセシブル・デザイン

☆ 個別の指導・支援を必要としている児童生徒のみに注目が向きがちですが、その児童生徒だけに焦点を当てるだけでなく、周囲の児童生徒を育てる視点も重要です。

分かりやすい授業づくり

全ての児童生徒が「楽しい・分かる・できる」と感じられる授業を目指そう!

- ① 明確な指示(1指示1動作)や発問、話し方の工夫
- ② ノート指導と関連させ、授業の内容が分かる構造化された板書
- ③ 絵、文字や音声など視覚や聴覚を使った多様な情報の効果的な活用
- ④ 全ての授業で、指導方法が統一され、活動内容が見通せる安心感のある授業
- ⑤ 具体物・半具体物を使うなど分かりやすく、興味・関心を引き出す教材・教具の工夫
- ⑥ 知識を「教える」から、子どもの力を「引き出す」主体的・対話的で深い学びのある授業の展開 など

☆ 個別の配慮が必要な児童生徒を念頭に置いた授業づくりが、多様な学び方をする児童生徒を含め、学級全員にとっての学びやすさになり、学力向上につながります。

「なぜ、何のために学ぶのか」の理解を図ることが重要となります。

